

第 5348 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 11月 12日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ ふるさと納税ワンストップ特例

Q：ふるさと納税が申告不要となったと聞きましたが、どのようになったのですか？

A：一定の要件を満たす場合は、確定申告が不要になりました。

【解説】

ふるさと納税とは、一定の金額以内の寄附であれば、自己負担金額のうち2,000円を超える金額が所得税と住民税から控除されるというもので、これまでは、確定申告をしなければ適用を受けることができませんでした。

しかし、平成27年4月1日以後に行ったふるさと納税については、改正により、次の要件に該当すれば確定申告をしなくてよいこととなりました。

- ①ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告書の提出を要しない者であること
- ②ふるさと納税を行った地方自治体が5箇所以内であること

なお、この取扱いは、平成27年4月1日以後となっていますので、平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている場合は確定申告をしなければなりません。

また、上記の要件を満たしていても、たとえば医療費控除や住宅ローン控除を適用するような場合は、これまでどおり、確定申告書の寄附金控除の欄に記入をして提出しなければならないこととなっていますので、注意してください。

